

平成 28 年 2 月 4 日

長野市社会福祉審議会  
委員長 増山幸一様

長野市社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会  
会長 水口 崇

平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額及び  
長野市遺児等激励金の廃止について（報告）

平成 27 年 6 月 5 日付け、調査・審議を付託されましたこのことについて、本分科会で慎重に審議した結果、次のとおり決定しましたので報告します。

記

1 平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

平成 28 年度の本市の保育所等利用者負担額については、原則据え置きと考えます。

なお、多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減策については、国の方針に合わせ、適切に運用されるよう申し添えます。

資料 3 - 1

資料 3 - 2

資料 3 - 3

2 長野市遺児等激励金の廃止について

長野市遺児等激励金給付事業は創設から 6 年経過しましたが、支給実態が、遺児等一人当たり平均 6 年間に、合計支給額平均 2.9 万円と低額で一時的なものとなっており、制度の趣旨である経済的負担の軽減等により、遺児等の健全な育成及び福祉の増進を図るための効果的な支給方法・金額となっていないと考えられます。

また、ひとり親家庭の中で生別（離婚等）の家庭に支給しないことは不公平感があり、バランスを欠くと思われます。

現在、国はひとり親家庭の「就業・自立に向けた総合的な支援」施策の強化をしており、特に母子家庭への、経済的な自立に向けた支援策が重要であると考えます。

これらのことから、この激励金給付事業は平成 27 年度末をもって廃止することが適当と判断します。

なお、ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援策をさらに充実されるよう申し添えます。

## 平成 28 年度 長野市の保育所等利用者負担額について

### 1 保育料（利用者負担）の改定について

長野市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会からの答申を必要とはされていませんが、本市においては、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定してきました。

### 2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要す費用（人件費・管理費・事業費）は、法律上、公費と保護者が負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を、保護者の所得に応じて負担し、残りを国、県、市で負担しています。なお、本市では子育て世帯の経済的負担に配慮し、保育所の保育料については、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

### 3 これまでの審議経過について

平成 26 年度までの旧制度における保育所の保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度における保育所の保育料設定では、国が、新制度においてもこれまでの保育料を基本的には据え置くこととしたことから、本市においてもこれまでの保育料を据え置くことを基本に、「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの料金を設定しました。

また、新たに設定した幼稚園の保育料については、新制度施行後も、新制度に移行する幼稚園と移行しない幼稚園が並存することから、それぞれの幼稚園を利用する保護者間での公平性を保つ観点などから、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担を新制度の保育料としました。

また、保育料の所得階層区分の算定根拠を、国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。

なお、昨年度の審議過程で、保育所の保育料については、3 歳未満児と 3 歳以上児の料金の差や、所得階層区分間での所得に対する負担割合の差などを見直し、料金全体のバランスを整える必要があること、また、保育所と幼稚園の保育料の整合性について精査が必要であることなどの意見が出され、これらの課題については、国が新制度の完成を目指す平成 29 年度頃を目途に、抜本的見直しを行うことが適当との答申をいただきました。

### 4 国の動向

平成 28 年度においても国基準額を据え置くこととしています。

なお、多子世帯の保育料を軽減するため、年収約 360 万円未満世帯について、現行制度で 1 号認定子どもについては、小学校 3 年生まで、2・3 号認定子どもについては、小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃

し、第2子を半額、第3子以降を無償とする方針が示されています。

また、年収約360万円未満のひとり親世帯等の優遇措置を拡充し、第1子の保育料を現行の半額、第2子以降を無償とする方針が合せて示されています。

## **5 平成28年度の長野市の保育所等利用者負担額について**

国においても基準額を据え置くこととしていることから、平成28年度の長野市の保育所等利用者負担額については、据え置きしたいと考えています。

なお、多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料負担の軽減策については、国の方針に合わせ、適切に運用することとします。

# 多子世帯等の保育料軽減について

- **年収約 360 万円未満世帯**について、現行制度で
  - ・ 1号認定子ども（幼稚園等）については、小学校3年生まで
  - ・ 2・3号認定子ども（保育所等）については、小学校就学前まで
 とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**
- ・ **ひとり親世帯等については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第1子を半額、第2子以降無償化を実施。**

従 来

H28 年度(案)

## 例 1 1号認定子ども（主に幼稚園）

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

長野市多子世帯保育料軽減事業  
平成 27 年度から  
第3子以降の負担軽減実施

県市独自




年収約360万円未満世帯

年収約360万円以上世帯

対象外  小学校 6年生

※小4以上はカウントしない

小3 ～ 小1
(5歳) 第1子の扱い  保育料 満額
(4歳)
(3歳) 第2子の扱い  保育料 半額
(2歳)
(1歳)
(0歳)

第1子 
※多子計算に係る年齢制限なし
(5歳) 第2子  保育料 満額
(4歳)
(3歳) 第3子  保育料 半額
(2歳)
保育料 月額最大6千円軽減
<b>3歳以上児の場合</b> 年収に関係なく 月額最大6千円軽減

第2子以降の負担軽減を完全実施

↑ 第1子 

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

(小1～)
(5歳) 第2子  保育料 半額
(4歳)
(3歳) 第3子  保育料 無料
(2歳)
(1歳)
(0歳)

※ひとり親世帯等は、第1子を半額、第2子以降の保育料を無償化

従来どおり

## 例 2 2・3号認定子ども（主に保育所）

年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的

長野市多子世帯保育料軽減事業  
平成 27 年度から  
第3子以降の負担軽減実施

県市独自

年収約360万円未満世帯

年収約360万円以上世帯

対象外  小学校 3年生

※小1以上はカウントしない

(5歳)
(4歳) 第1子の扱い  保育料 満額
(3歳)
(2歳) 第2子の扱い  保育料 半額
(1歳) 第3子の扱い  保育料 無償
(0歳)

第1子 
※多子計算に係る年齢制限なし
(5歳)
(4歳) 第2子  保育料 満額
(3歳) 保育料 月額最大6千円軽減又は無償
(2歳) 第3子  保育料 半額
(1歳) 第4子  保育料 無償
(0歳)

第2子以降の負担軽減を完全実施

↑ 第1子 

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

(小1～)
(5歳)
(4歳) 第2子  保育料 半額
(3歳)
(2歳) 第3子  保育料 無償
(1歳) 第4子  保育料 無償
(0歳)

※ひとり親世帯等は、第1子を半額、第2子以降の保育料を無償化

従来どおり

- 3歳以上児の場合**
- ・ 年収に関係なく月額最大6千円軽減
- 3歳未満児の場合**
- ・ 年収約 640 万円未満世帯は無償
  - ・ 上記以外は月額最大6千円軽減

## 平成 27 年度 保育料 基準額 表

教育認定子どもに係る利用者負担の上限額(国)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,201円未満	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

平成27年度保育料基準額表(市)

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分		利用者負担
	定義		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B1	A階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)のうち母子、父子、障害者世帯	0円
B2		市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)のうちB1階層を除く世帯	3,000円
C1		市町村民税所得割課税額77,101円以下の世帯のうち母子、父子、障害者世帯	15,100円
C2		市町村民税所得割課税額77,101円以下の世帯のうちC1階層を除く世帯	16,100円
D		市町村民税所得割課税額 77,101円以上 211,201円以下の世帯	20,500円
E	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯		25,700円

保育認定子どもに係る利用者負担の上限額(国)

階層区分	利用者負担			
	保育標準時間		保育短時間	
	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	6,000円	9,000円	6,000円
③市町村民税所得割課税額48,600円未満	19,500円	16,500円	19,300円	16,300円
④市町村民税所得割課税額97,000円未満	30,000円	27,000円	29,600円	26,600円
⑤市町村民税所得割課税額169,000円未満	44,500円	41,500円	43,900円	40,900円
⑥市町村民税所得割課税額301,000円未満	61,000円	58,000円	60,100円	57,100円
⑦市町村民税所得割課税額397,000円未満	80,000円	77,000円	78,800円	75,800円
⑧市町村民税所得割課税額397,000円以上	104,000円	101,000円	102,400円	99,400円

平成27年度保育料基準額表(市)

保育園・認定こども園(保育園機能)

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分		利用者負担			
	定義		保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	0円	0円
B1	A階層及びD階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯のうち母子、父子、障害者世帯	0円	0円	0円	0円
B2		市町村民税非課税世帯のうちB1階層を除く世帯	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1		市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満のうち母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2		市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額48,600円未満のうちC1階層を除く世帯	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1		48,600円以上 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	60,000円以上 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円	
D3	76,000円以上 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円	
D4	97,000円以上 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円	
D5	123,000円以上 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円	
D6	148,000円以上 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円	
D7	169,000円以上 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円	
D8	219,000円以上 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円	
D9	265,000円以上 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円	
D10	301,000円以上 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円	
D11	397,000円以上		56,700円	31,800円	55,700円	31,300円